

登録医制度、開放型病床に関するQ&A

Q1 登録医制度とは何ですか？

A1 小牧市民病院地域連携システム実施要綱により登録された医療機関です。登録医になられた先生方には、次のメリットがあります。

- ①登録医からの紹介を優先的に受け、また登録医への逆紹介を優先的にを行います。
- ②当院の「外来診療日程表」「当直及び待機表」を毎月送付します。また、当院で開催される登録医向けの行事(尾張臨床懇話会等の勉強会)のご案内をします。
- ③「地域連携冊子」(年1回)、「小牧連携だより」(年数回)を送付します。
- ④当院のホームページに登録医の情報を掲載させていただきます。
- ⑤開放型病床、共同利用対象医療機器等が利用できます。

Q2 登録医になっていない医療機関は開放型病床を利用できないのですか？

A2 利用していただけます。登録医でない医療機関からの開放型病床利用申し出があった際には、病床の空き状況等を確認のうえ、地域連携室にて個別に対応させていただきます。

Q3 開放型病床を利用したいのですが…

A3 登録医から紹介いただいた患者さんが、当院で緊急入院が必要と判断した場合は優先して開放型病床を利用していただけます。

開放型病床の利用を希望する紹介患者さんにつきましては入院が決定した時には、当院主治医、病室、入院予定日時を地域連携室から連絡させていただきます。

Q4 開放型病床を利用するメリットは？

A4 紹介状のない患者さんが利用する一般病床とは別に、開放型病床を各病棟に概ね1床を配置しますので比較的、入院しやすくなります。

また、開放型病床が個室の場合でも差額ベッド代金は発生しません。

Q5 開放型病床に入院中の紹介患者さんを訪ねたいのですが…

A5 共同診療・指導を目的とされる場合は、あらかじめFAX等により地域連携室にご連絡の上、来院してください。登録医の診療時間は、平日の午後1時から午後5時までの間となっています。

来院されましたら、カルテの閲覧のため、最初に地域連携室をお訪ねください。

Q6 開放型病床に入院すると必ず共同診療や指導をしなければならないのですか？

A6 必ずしなければならないということはありません。可能な範囲で行ってください。ただし、共同指導（共同診療）がない場合は、共同指導料は算定できません。

Q7 病院を訪問した際の駐車料金はどうなるのですか？

A7 登録医が来院された場合の駐車料金につきましては無料の手続きを行います。

Q8 共同診療をした時のカルテの記載はどうなりますか？

A8 共同診療・指導の内容は、当院指定の様式に記載していただきます。登録医にはご記入いただいた様式を送付させていただきますので、登録医のカルテに貼付ください。

Q9 共同診療・指導をした際の診療報酬はどうなりますか？

A9 登録医においては、開放型病院共同指導料(I)の請求ができます。請求につきましては登録医側で行ってください。(保険分、患者負担分とも)

なお、診療報酬の請求については、当院の「開放型病院共同指導料に関する施設基準」の届出後、東海北陸厚生局長からの受理通知を得てから可能となります。

Q10 共同診療・指導の患者さんのメリットは？

A10 登録医と当院主治医とが協力して、通院から入院、退院までの一貫した診療を行い、退院後は引き続き登録医の先生が患者さんの病状を診ることで、安心して最善の治療を受けることができます。